

## 第40回奈良市景観審議会 会議録について

開催日時	平成27年3月6日10:00～	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第22会議室	
諮問案件	1. 奈良市風致地区保全方針、審査指針の策定について 2. 奈良市景観計画の改正（案）について	
出席者	委員	平尾会長、東委員、井原委員、倉橋委員、北村委員、倉橋委員、清水委員、田村委員、七尾委員、室崎委員、山口委員、山本委員
	事務局	仲谷まちづくり指導室長 徳岡総合政策課長補佐 景観課（松村、荻田、佐々木、山下） 文化財課（中井、山口）
開催形態	公開（傍聴人 0人）	
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課 教育委員会 教育総務部 文化財課	
議事の内容（要旨）		
佐々木	司会挨拶	
仲谷	挨拶	
佐々木	次第、資料説明	
会長	奈良市風致地区保全方針と審査指針の策定について	
荻田	<p>資料でいうとP30、前回庭木に使用する樹木についてご指摘いただきまして、樹木を限定するというのは良くないということでした。植生に影響を与えるものについて注意するよという形で種類をあげたほうが良いというご意見をいただき、現在井原委員と協議中です。今後リストの作成をしたいと思っています。</p>	
会長	リストは国都審の前の5月6月の景観審議会に出てくるということですね。	
荻田	<p>出来上がってからで申し訳ありませんが報告という形でさせていただきます。</p> <p>A4一枚刷りの資料の軒の出の寸法について、最低60cmから45cmへ変更します。変更理由は、プレハブメーカーの庇のモジュールを検討すると、60cmの場合は特注品を使用しなければならないメーカーが出てきております。建築費の負担も増えますので、既成品のものが使用できるよう45cmとしたいと思っています。</p> <p>他の点については、現在ご意見は頂いておりませんので、このまま進めたいと思います。</p>	
会長	<p>樹木の話と軒の出の話が出ましたが、P30の樹木の方は、井原委員にご意見をいただいで、みなさんに案をお送りします。委員の方の意見を受けて5、6月の年度明けに報告という形になります。</p>	

	軒の出については、60cmから45cmに変更ということです。この他の点についても結構ですが、ご意見お願いいたします。
清水	樹木について、禁止樹木だけを挙げるという形になるのですか。
井原	今回形が出るかと思っていたのですが…そもそもこのように種類を載せるというのは、どのようなものが良いのかという問い合わせがあったことを受けて作っていますが、これによって制限をかけてしまう、また植生に影響を及ぼすものが載っているという問題があげられました。また、お話を伺うと、審査指針には「庭木」とありますが、庭園だけではなく、もっと広いエリアを対象としているとの事でした。庭木という表現は具体的なイメージを持ってしまうので、緑化樹木全般等の言い回しにすべきです。また、地域によって、時代や社会の変化によっても移り変わっていくものですので、リストをつくるのであれば、その時に合わせて更新していくものでなければいけません。指針の中に載せてしまいそれがひとり歩きする可能性があります。それを回避するために、参考図書を用意する、そしてそれを更新していく等が考えられます。そして、審査指針に植生に影響を及ぼすものを載せるということは、主観的なものではなく、侵略性の高い外来種については、既に環境省でもHPで公開しており、調査に基づいたもので、その都度更新されていますので参考にするとよいと思います。個人的には、もし具体的に参考になるものを知りたいのであればここで、というものをこういう形ではなく載せたほうがいいかなと思うのですが、市の事情とつめながらいい着地点を見つけられればと思いますのでもう少し時間が必要かと判断しました。
会長	清水先生の質問で言うと、注意すべき種類については環境省を参照するということですか。
清水	具体的に挙げるのではなく、参照するという形にするということですか。
井原	そうですね。
会長	京都の風致だったリストがありますよね、そのようなものを奈良でもやったら…
井原	京都市では緑化について詳しい団体やスタッフがおり、詳しく知りたい場合はそこに聞きに行く形になっていると思います。最低限参考になるリストをもう一度つくるか、本を持ってくるかですかね。
会長	4月施行の分には間に合わないですかね…
井原	指針の中に載せる、のではなくて別途HPに載せるであったり、どういうものがよいかと道筋を考えた時に最低限必要なものを指針にのせるという形が良いかと思います。
会長	P30のア～オについては残さない方がよいのでしょうか
井原	残さないほうが良いと思います。グランドカバーもかなり偏っていますし…
会長	推奨樹木は…
井原	推奨樹木は載せたほうが良いのでしょうか…（載せないほうが良い）
清水	推奨樹木は誘導の方向性ですね、禁止樹木を挙げるというのは規制の方向なので書き方が180度変わると思います。結構重要な問題ではないかと思います。

	<p>会長のおっしゃる通り推奨と禁止どちらもあると良いと思います。</p>
井原	<p>推奨する樹木について、参考になるものを挙げることはできると思います。</p> <p>しかし地域が広いので、個人の庭から街路樹までを範囲とするというのは不自然な感じがします。</p>
会長	<p>例えば街路樹と庭木の2つ項目を作って推奨樹木を挙げるというのはどうですか。</p>
井原	<p>やはり具体名を挙げるべきですか。</p>
会長	<p>京都市でも推奨樹木をあげています。誘導的な方法ですね。</p>
七尾	<p>前回樹木の種類については県から…という話がありましたが、実は県では明確に定めていませんでした。奈良市への風致条例の権限移譲があったときに逆に奈良市さんから問い合わせがきて奈良市で扱っているものをそのまま使用しているという経緯があったようです。</p> <p>もう一つは、樹木について外来種はあまり入っていないという印象を受けます。しかし、グランドカバーについては、園芸種であったり、外来種であったりするし、樹木の例として挙げているのに、グランドカバー自体を例として挙げるのはどうなのかと思います。</p>
会長	<p>どれが高木でどれが中木で…というのがわかるようにしてあるとよいですね。</p>
井原	<p>一番怖いのが中途半端な誘導で、外来種が全て悪いのではなく、必要なことは、最低限の知識を持ってもらいどのようなものがよいのか考えてもらうようにいかに誘導していくかが大切です。どのくらいのレベルのリストアップをするか、検討するべきとは思いますが、もう少し詳しく知りたいという人にはもう少し踏み込んだ内容のものを提示できるようなものを用意して、2段構えにするというのがよいかと思います。</p>
会長	<p>使用できるベーシックなアウトラインがあって、これはやめましょうという禁止のものがあるというイメージですね。そして、これらは審査指針に書かずに、別紙で参照し、それは随時更新していけるものということですね。</p>
東	<p>パブリックな部分とプライベートな部分の住み分けはどういう形でしょうか。</p>
井原	<p>住み分けの話になるとまた細かく分かれてくるのでエリアの違いを超えてベーシックな部分をあげるという形になると思います。</p>
会長	<p>樹木以外で他何かありますか。</p>
会長	<p>またご意見ありましたら次回までにご連絡お願いいたします。</p> <p>それでは、審査指針P18、軒の出の寸法について、ご意見お願いいたします。</p>
会長	<p>ければ特に規制はないのですか。</p>
荻田	<p>特にありません。</p>
会長	<p>京都は90cm、60cmとなっていますが、奈良の場合45cm、ければ無しということですね。</p> <p>今までは規制自体がなかったのですか。</p>

萩田	はい、なので今回決めさせていただく中で、初めは60cmかと考えていたのですが、先ほど言ったようにメーカーの既成品がないということで45cmとしました。
会長	風致地区であれば、軒の出やけらばもきっちり規制していける地域ですかね。
萩田	奈良市には旧市街の他にも西部の新興住宅地が風致地区に入っていますので、軒の出が無い住宅も見られますし、規制を厳しい方へ一本化するということも難しいと思います。
室長	あやめ池というあたらしい住宅地がありまして、洋風な建物も多く建っています。
会長	奈良の風致地区は広いですからね。 それでは、45cmで、けらばの規制はなしで、よろしいですか。 (合意)
会長	風致の方はこれで終わります。 それでは景観計画の方に移ります。
佐々木	(資料説明…) ガイドラインについて、景観計画改正案のP66、郷土種については、先ほども話があったように井原先生と協議させて頂いています。郷土種という言い方をかえて表現したいと思っています。また後日報告させていただきます。 P68、屋上広告物の管理用広告物についての文章の書き方について、わかりやすく修正します。 色彩基準につきまして、重点地区の中に色彩基準地域が混在しているという話になりましたが、歴史的景観形成重点地区は、歴史景観地域の色彩基準を準用することとします。前回気付きませんでしたでしたが、これはP69に記載がありました。 また、まちなか景観形成重点地区は、全て都心景観地域の色彩基準となっています。そして、沿道景観形成重点地区については、各地域をまたがるような帯状の区域になりますので、各色彩基準の規制を準用するという形になります。 また、市街地景観地域の色彩基準の変更について、A3の資料の1ページ目にありますように、明度については、現状の規制に戻すという形で修正しています。 以上が前回頂いたご意見で修正させていただいたものになります。
会長	エリアが複雑になっている部分については、整理はまだ出来ていませんか。
室長	今回の考え方としては例えば奈良町の場合、市街地のエリアには入っていますが、その上から歴史景観地域がかかっているという考え方です。
会長	前は色彩規制をするときに、エリアがわかりづらいという話でしたね。
山口	P49について、歴史的景観形成重点地区の中に市街地景観地域と歴史景観地域があるというのが疑問です。北町の方は大宮通がありますので市街地が入っているのはわかるのですが、西ノ京などは市街地と歴史が混在しているのはどうでしょうか…
室長	西ノ京は南北に長いエリアですので、北側につきましては市街地の特性をもった地域もあります。
清水	景観特性は、山地、田園、市街地の3つの地域の上に歴史景観地域が上に乗るような

	形になっています。つまり歴史景観地域は全ての景観地域に勝っていて、規制を上乗せするような意味ですね。整理されていると思います。
会長	実際運用するときは、大丈夫ですかね。
室長	問題無いと思います。
清水	P 4 9 ページの表について、山地、田園、市街地、歴史の景観地域の中で歴史だけ性格が違うのに、並列で並んでいるというのはわかりにくいと思います。
会長	例えばP 1 0 も同様に並列になっていますね。
井原	歴史が上位であるということが文章の中から読み取りづらいと思います。例えばP 8、文章では4つの地域が並列で並んでいますが下の図では歴史が上に乗っている形になっています。読んだ時の印象として、分かりにくいですね…
佐々木	わかるような形で示させていただきます。
会長	大規模行為のデザインガイドラインは、景観地域のレイヤで規制して、景観形成重点地区の歴史景観形成重点地区というのは、また別のレイヤ、ということですね。これをややこしいので、歴史景観地域については、上から被せるのではなく、歴史に塗り替えていけばよいのでは、という山口先生の意見ですね。その方がわかりやすいと言えばわかりやすい。
山口	現状のままになっている景観特性も改正していくという形です。
会長	P 9 の地図はこのサイズしか無いのでしょうか
佐々木	景観課窓口には 1/1500 の地図があります。
会長	ちょっと今のままでは分かりにくいということですね。
山口	P 4 9 について、山地、田園、市街地がベースにあるのであれば、薬師寺や柳生の地域にも○がないとおかしいですよ。
佐々木	薬師寺、柳生については、景観形成重点地区と歴史景観地域が同じ範囲であるということでこのように表しています。
清水	この書き方は良くないですね。
佐々木	わかりやすくまとめます。
会長	これから10年後、景観が整備されてくると、地域を塗り替えるところもできますかね。
	P 8 . 9 . 1 0 . 4 9 ページについては、レイヤの整理をお願いします。 それ以外に、郷土種の話は井原先生に、あと、デザインガイドラインについて何かご意見があれば…山口先生先ほど言われていた件で…
山口	前回山本委員から近鉄奈良駅前の東横インの壁面に付いている広告について、実際みてみたらこれは問題だなと思うところがあったので、事例としてあげさせていただきます。 今写真をお配りしている東横インの青文字の看板について、これは、前回の説明では管理用として屋外広告物にかかって来ないという話だったと思います。

	まず整理から、お願いします。
会長	問題視しているのは、南面の東横インの切り文字の看板ですか。
山口	前回ビル名については管理用として申請不要という話でした。
室長	この地域は商業地域に入っており、規制としては、1壁面に3つまで掲出できて、1つの広告物につき20㎡までとなっています。
荻田	管理用広告物は5㎡までですので、この看板については許可申請済です。
井原	実際大きいですね。
山口	インパクトがかなりあるので、みなさんのご意見を頂きたいと思います。
室長	切り文字になるとかなり印象が変わってきます。
山口	東横インについては北町のエリアにも入っていますし…
会長	デザインガイドラインの中で、大きさは建物と調和を図ること等の項目で、この東横インの看板を掲出不可とすることができますか。主観的な問題になるとは思いますが…
荻田	デザインインガイドラインで規制するのは実際運用していく時には難しいと思います。現在奈良町と西ノ京の重点地区については、屋外広告物条例で禁止地域としており、面積の制限が厳しくなっています。これから北町等その他の景観形成重点地区を屋外広告物条例で規制することは可能です。
会長	広告物条例の審議もこの景観審議会ですね。
	屋外広告物条例で面積の規制をするか、デザインガイドラインに明記するか。
室長	東横インの地域はまちなか景観形成重点地区（近鉄奈良駅周辺）ですね。
	切り文字にするということは守って頂いているということです。
山口	広告物条例で規制をかけていくのが望ましいとは思いますが、デザインガイドラインでも何かしら、数値等ははっきりとはかけなくても「大部分を占めるものは掲出しない」等の記述が必要ではないでしょうか。
会長	数値で示したほうがわかりやすいですが…
室長	広告物条例よりも厳しい規制をかけるのはなかなか難しいです。努めること等書いてある部分については、広告物条例よりも厳しい内容になっています。努力義務という形をお願いしています。
会長	禁止地域にしない限り、これ以上規制を厳しくするのは難しいということですね。しかし、努力義務という形でも明記しておけばこういうこともありますよと言えますよね。
北村	P68について、デザインや色の話がありますが、今東横インに使われているような青色というのは好ましくないという形で持って行くことができると思うのですが…
室長	色については広告物条例で規制しています。
山本	面積の取り方についてはどうなっていますか。
室長	一番外側の寸法で四角く囲った面積になります。
山本	新大宮に比べれば地味ですね。
会長	努力義務入れるのであれば今しかないですよ。

山口	個人的な意見としては5㎡くらいに落としたいと思います。
清水	5㎡くらいというのは根拠が無いと思います。何m離れているところからどのくらい見えるのか等で判断する方が良いと思います。そのもの自体の大きさの規制というのはあまりよくないと思います。
会長	壁面に対する割合が普通ですよね。あとは最大面積ですね。
室長	あとは位置ですね。1階部分は何%、2階は何%等の規制があります。
会長	切り文字で何㎡以下に努めること。努めることですが、書くことによって何かしらの効果は期待できるのでは。
室長	壁面積によって、間口が狭い場合、必要最低限の広告物が出せないという恐れもありますし、広告協会との協議も必要になるかと思えます。
会長	大きさは建物と調和を図ることというデザインガイドラインの記述で規制できているのですが、実はそうではなさそうですね…
倉橋	この写真だけみると東横インのイメージがすごく悪い印象を受けますが、実際はこの横にやきとり屋やレンタカー等の看板は既についているものがたくさんあります。それらの看板と比べると配慮していただけたかなという気もします。この規制は既にあるものは既存不適格として認められるのでしょうか。
会長	何年かですかね。
荻田	変更がある場合は規制を適用しますが…既存のものについては規制できていません。
倉橋	大きさや色味も大切だとは思いますが、奈良の玄関口として配慮して、良識に訴えるというようなものを…むずかしいですかね。
会長	良識に訴えるのは難しいですね。
山本	隣の雑居ビルは店の入れ替わりが激しく看板もたくさんあります。たしかに新大宮の駅に比べたら落ち着いた雰囲気になっていると思います。新大宮は垂れ幕も多いので、地味目になっています。ただその隣に空地があるので、ここにも何か建つのでしょうか。
山本	看板が変わった時点で規制がかかって申請が必要になるのですね。
室長	ビルのテナントが出す看板の大きさ程度でしたら申請が不要になる可能性もあります。テナントごとに5㎡以下ですね。
会長	10㎡以内に努めること、いってみますか。
荻田	抽象的に書くのではなく数字書いたほうが動きやすいとは思いますが…
北村	だいぶ小さいイメージにはなるとは思います。
室長	全ての重点地区について、屋外広告物のデザインガイドラインの内容に広告物は10㎡以下に努めることとさせていただきます。
会長	「大きさは、建物と調和を図ること」の欄の下に追加したらいいのではないのでしょうか。どこまでいくかは様子を見ながら…
会長	それでは次に地域ごとの建物の色彩基準について、市街地景観地域の基準を修正して頂きました。A3資料の1ページ目ですね。

北村	<p>確認なのですが、先ほどの景観特性の概念のところ、歴史景観地域は最上位ということでしたが、修正した市街地の範囲が歴史景観地域の規制よりも厳しくなっており、逆転しているところがあります。</p> <p>外壁の7.5YRと、屋根の2.5YR、7.5YRです。</p>
佐々木	それは、やり直させていただきます。
井原	<p>先ほどの東横インの看板について、看板自体の大きさについての話がありましたが、緑化の方でももう少し景観に配慮することができると思います。</p> <p>P69のデザインガイドラインで緑化の項目がありますが、まちなか景観形成重点地区にも緑地面積を設けるように配慮するよう表現するべきではないでしょうか。ちょっとセットバックさせる等…空地になっているところが気になっていて…</p>
会長	<p>景観形成重点地区をどう捉えるかですね、景観形成とはなんぞや、景観形成に緑化を取り入れていくかどうか、例えば壁面緑化等ありますが、明確な定義が無いので難しいですね。</p> <p>そもそもこの委員会が立ち上がる前に駅前の看板について市民の意見もありましたよね。駅周辺で緑化をするというのは行政側のことかなと思います、私達は景観をコントロールする立場としてどうするかということですね。</p> <p>デザインガイドラインの緑化面積3%というものは、高木中木等の指定もありませんので、設計側からしたらどうとでもかわせるものですね。</p>
井原	それすらもまちなかに入っていないのもどうでしょうと思います。
北村	井原先生に質問なのですが、東横インの写真に写っている樹木の写真について、先ほどひどい状態になっているとおっしゃっていましたが、冬だからではなく年間を通してこのような状態なのでしょう。
井原	<p>冬になると葉が落ちるので、樹形が一番よく分かるのですが、落ち葉に対して苦情が来て、そのため剪定の際に主幹から切ってしまうと樹形が汚くなります。その繰り返しで枝にコブができて葉のつき方も悪くなります。</p> <p>普段は街路樹というと余り意識しないものだと思うのですが、駅前の構成要素としては非常に重要なものになっています。</p>
清水	このエリアでセットバックして緑化というのはない話だと思います。基本的には井原先生のおっしゃった通り街路樹で考えていくべきだと思います。
井原	商業地に関しては、もう少し踏み込めるところもあるのではないかなと思います。
会長	議論のポイントですね。先進事例にもなりますし。
山口	街路樹についてはP85の景観重要公共施設のところに入ってくるのではと思うので、現在大宮通と三条通ですが、これをもう少し広げていくという形で、その中に街路樹の作り方として上乘せしていくことが必要かと思います。
山本	街路樹ができると歩道が圧迫されるということが気になるところです。バス停などでは人がたくさん並ぶので…
井原	必ずしも、街路樹出ないといけないわけではない。持ち運び可能なプランターでもよいのです。ただこのことについては景観計画で盛り込める所は限られているので、別



<p>会長</p>	<p>立ててやっていくことかと思しますので、これから検討していくべきかと思します。メンテナンスもセットで考えなければいけませんね。駅前の緑化については我々の宿題にしたいと思します。</p>
<p>会長 佐々木</p>	<p>次に、景観影響評価の手引と、眺望条例骨子について、続きで説明をお願いします。</p> <p>A3資料の4ページから景観影響評価の手引についてです。一定規模以上の大規模建築物等について早い段階から事業者との協議を行い、景観影響評価書の作成、審議会の意見を聞きます。</p> <p>景観影響評価の対象となるものは、25mを超えるものを対象とします事前協議の法的な位置づけにつきましては、(仮称)奈良市景観事前協議要綱を作成し、その中で事前協議を行うこととし、審議会の位置づけを行う等の検討を行っています。</p> <p>具体的な流れとしては、事業者と早い時期から事前協議をスタートさせます。景観影響評価書の作成を行い、奈良市で受け付け、景観審議会の意見を聞き、問題なければ景観法の手続きをして届出となります。</p> <p>景観影響評価の作成について、まず概要整理を行います。建築主、予定地、事業計画並びに地元や関係機関との調整状況を整理します。次に現況調査をします。地形や周辺の土地利用、景観資源、視点場等の設定、調査機関、調査地域を決めます。この概要整理と現況調査については奈良市から奈良市眺望景観や奈良市景観計画について説明をしながら実施するものとします。</p> <p>概要整理と現況調査を踏まえ、景観影響予測を行います。まず別表1における視点場を選定し、その視点場からの行為前後の景観シミュレーションを行います。</p> <p>そして景観影響予測に基づいて自己評価を行います。自己評価書については別表2のところで説明します。</p> <p>別表1の視点場の選定についてですが、奈良市眺望景観保全活用計画の重要眺望景観である15か所と、その他の視点場として、遠景、中景、近景とそれぞれの距離に応じた視点場を設定します。15か所の重要眺望景観については、資料6ページに表があり、眺望景観の名称と、視点場を記載しています。</p> <p>続きまして、別表2の景観シミュレーション自己評価書ですが、視点場と計画建物の距離によって評価基準を設定し、また規模や形態、壁面の細かな仕様や看板について評価対象を設けています。以上が景観影響評価の手引の説明となります。</p> <p>次に奈良市眺望景観保全活用条例骨子についてですが、平成24年4月に「奈良市眺望景観保全活用計画」を策定しましたが、眺望景観はその広域性から、多様な分野、主体に跨る(またがる)ものであり、その保全・活用にあたっては、各主体が眺望景観の価値並びに保全・活用の理念を共有し、市が実施する施策への理解、協働で取組を進めていくことが求められているものです。この眺望景観の保全・活用に係る条例を制定し、理念の共有化や意識啓発に努めるものです。現在ある「なら・まほろば景観まちづくり条例」とは違い、規制をかけるものではなく、あくまでも理念条例であり、奈良市の景観を考える上でベースとなるものであり、今後の都市計画等にもその考え</p>

会長	<p>が反映されるものであります。</p> <p>骨子についてはまず理念条例ですね。ざくっとしたのですが、まとまっているのではないのでしょうか。</p>
佐々木	<p>景観シミュレーションについては、年間4件くらいでしたか。</p>
会長	<p>6、7件です。</p> <p>審議会が年4回だとすると、1回に1、2件ですね。</p> <p>景観影響評価については、景観計画の冊子とは別に手引を参照するということですね。今まで規制について議論してきましたが、これからは運用していくという観点から話し合いが必要になります。ガイドラインの妥当性も見えていくことになります。結構厳しい指導をしていかなければならないと思います。</p>
佐々木	<p>シミュレーション距離を遠景、中景、近景と設定しています。それと、重要眺望景観にかかる場合は厳しくなりますよという事になると思います。景観影響評価書を作成するために事前に現状調査を行います。これは、特にフォーマットは決めないのですか。</p>
会長	<p>フォーマットは決めたいと思います。概要整理と現況調査の時点で奈良市からの説明が必要になると考えています。</p>
会長	<p>自己評価書に書かれるコメントで事業者のスタンスがよくわかると思います。今の時点でお気付きになった点があればご意見お願いします。</p>
会長	<p>イメージとして、どうですか、窓口での協議の中でしっかりもまれたような形になっているというイメージですか。</p>
佐々木	<p>景観法の手続きの際には固まった形になっており、その前に奈良市との協議と、審議会からの意見を聞くというイメージです。</p> <p>また事前協議の法的な位置づけとして要綱の作成を考えています。その中に事前協議を行うことと明記することや、審議会の位置づけ等の記載が必要と考えています。</p>
会長	<p>つまり景観影響評価書についての意見を聞く場が審議会ということですか。景観計画P31の表記通りですね。</p>
佐々木	<p>修正されたものを確認するかどうかですね。確認するとなると、2回審議が必要になります。そうなるのかなり早い段階から協議を始めないといけません。やり始めるとそうなることが多いので。</p> <p>今考えているのは、修正された案は事務局で判断するか、会長に確認していただくか。または、審議会で報告のみにするとか。</p>
会長	<p>必ず足りないところが出てくると思いますので、それを確認する意味でも報告という形が良いのかなと思います。次のガイドラインの見直しのためにも成ると思います。</p> <p>2回審議すると、お互いに消耗すると思います。しかしこの事前協議で出来上がってくるものは良い物になると思います。</p>
東	<p>意見のある方はお願いします。</p> <p>A3資料の4ページ、景観影響評価の対象となるものの、ただし書きで、対象外とな</p>

	<p>るものについて、建築物等の外観を変更する事となる場合、各立面の外観変更面積が壁面の2分の1以下のものとありますが、変更する位置によって景観に影響を及ぼす事も考えられるのではないのでしょうか。この事については他の自治体ではどのように扱っているのでしょうか。</p>
佐々木 会長	<p>この2分の1というのは建築基準法上の基準を持って来ているのですが… 景観法の届出の対象となる基準としては、立面図の10㎡を超えるものですので、必ず計画の書類は上がってきます。資料にあるとおり25mを超える建物の壁面の2分の1を超えるものの色彩変更のみ審議会にかけるとか、25mを超えているものについては外観の変更で10㎡を超えるものであったら審議会で見ようとするのか、この2択ですかね。</p>
佐々木	<p>年間の件数の確認ができていませんので、多くなるかもしれません。 しかし、アンテナ等についてもほしい15m位ですので、25mを超えるものはなかなか無いとは思いますが。</p>
会長	<p>それでは10㎡位上だったら見ますか。ご意見どうですか。</p>
荻田	<p>色彩の基準がありますので大丈夫かと思いますが。</p>
会長	<p>とりあえず今のところはこのままでいしましょうか。 またご覧になってご意見がありましたら事務局の方にご意見お願いいたします。 一旦今日で検討終了となります。次回は来年度、7月の国都審にかけ最後の審議になります。最終決定8月決定で、景観計画、眺望条例も決定します。11月に眺望条例を議会提出、12月から1月にかけて景観計画と眺望条例告示、28年4月に施行となります。</p>
佐々木	<p>日程については少しずれる可能性があります。スケジュールについては、年度内での予定として再度お送りさせていただきます。審議の方も、眺望条例骨子につきまして、次回条例案をお見せします。景観計画の方も全体的に作りなおさなければいけないところもありますので、修正したものをお渡しします。</p>
会長	<p>次は変更箇所のためのレジュメということで。</p>
佐々木	<p>それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。</p>